

浦和レッズアカデミーサッカースクール規約

第1条 名称

本スクールの名称は、「浦和レッズアカデミーサッカースクール（以下「本スクール」という）」とし、
浦和レッドダイヤモンドズ株式会社（以下「当社」という）が管理、運営を行う。

第2条 所在地

事務局は〒330-0046 埼玉県さいたま市浦和区大原3丁目4番に置く。

第3条 目的

本スクールは、サッカー技術の向上及び普及に努めるとともに、子どもたちの健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ振興、豊かな人づくりに寄与することを目的とする。

第4条 入会資格及び手続き

- 1.本スクールの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できる者とし、スポーツを行うに適した健康状態である者(以下「会員」という)とする。
- 2.反社会勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団ならびにその関係団体をいう)の組員、構成員もしくは関係者に該当しない者とする。
- 3.同条第1.2項を満たし、本スクールに入会を希望する者は、所定の手続きに従い本スクールに申し込むものとする。

第5条 会費等

- 1.会員は、年会費、月会費、スクールウェア代金を本スクールが定める方法により納入するものとする。
- 2.年会費は、毎年4月1日～3月31日の間に一日以上在籍した場合発生する。また、年度途中の入会の年会費は、入会月に応じて本スクールが別途定める額とする。また、月途中の入会、退会の場合でも月会費の割引は行わないものとする。
- 3.本スクールは、年度会員制であり、各月のスクール回数に関わらず、所定の月会費を納入するものとする。
- 4.当社は理由の如何を問わず、一旦納入した年会費、月会費、スクールウェア代金を返還しないものとする。

第6条 会費等の支払い方法

本規約に基づく会費等の支払い方法は、本スクールが運用する集金代行システム(ピクロ)のクレジットカード決済により、毎月20日に支払うものとする。なお、月会費は当月分を当月に支払うこととし、年会費は4月又は入会月に月会費と併せて支払うものとする。

第7条 スクールウェアの着用・購入

会員は、本スクールが指定するウェア一式(半袖シャツ、パンツ、ソックス)を購入し着用しなければならない。

第8条 保険

1.会員は入会とともに本スクールが指定する団体傷害総合保険に加入することとする。加入手続きは本スクール事務局（以下「事務局」という）」が行い、保険料は年会費から充当する。

2.活動中の傷害事故及び賠償責任を負う事故の補償は、上記保険の約款通りとする。

なお、会員及び保護者は、事故発生後 1 週間以内に事務局に連絡を行い、保険申請の手続き、請求を行うこととする。

第9条 負傷・事故

1.本スクール活動中において事故の無いよう万全の注意を支払うが、自己の責任において行動するものとし、本スクール活動中においての不測の傷害・事故については、本スクール指定の団体傷害総合保険の適用範囲内とし、それ以外の保障は負わないものとする。障害、盗難その他の事故が起こった場合、当該施設、本スクール及び本スクール指導者に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

2.会員が本スクール活動中に怪我をした場合には、応急処置を行い、救急を要する場合は、救急搬送を行う。なお、応急処置に要した費用は、当該応急処置を受けた会員が負担するものとする。また、その後の治療、通院については、本スクールは一切責任を負わないものとする。

3.保護者は、会員の健康状態が良好であると判断した上で、本スクール活動に参加させるものとする。

第10条 振替

1.荒天や活動後の体調等を考慮して、当社の判断により本スクールを中止できるものとする。その場合、同曜日の予備日に振替を行うこととする。ただし、各クラス開催時間の半分経過後の活動中止の場合はその限りではない。

2.会員の自己都合により欠席した場合の振替はできないものとする。

3.可能な限り振替を行うが日程の都合上振替ができない場合、会員はその決定を本スクールに一任するものとする。

第11条 休会

1.休会を希望する会員は、休会を希望する月の前月 10 日までに事務局にメールで申請し、事務局の承認を得るものとする。休会を希望する月の前月 11 日以降の申請は承認しないものとし、休会希望月の月会費を支払うものとする。

2.休会の期間は2か月以内とし、休会の期間が経過したときは自動的に複会するものとする。ただし、怪我等の理由で本スクールが休会の必要性を認めた場合はその限りではない。

第 12 条 退会

- 1.退会を希望する会員は、退会を希望する月の当月 10 日までに事務局にメールで申請し、事務局の承認を得るものとする。退会を希望する月の前月 11 日以降の申請は承認しないものとし、退会希望月の月会費を支払うものとする。
- 2.退会后、再入会する場合は、再度年会費、月会費を支払うものとする。

第 13 条 除名

会員又はその保護者に以下のいずれか一つでも該当する場合、本スクールは該当する会員の会員資格を一時停止又は除名することができるものとする。

- (1)本規約に違反した場合。
- (2)本スクールの名誉と品格を著しく毀損した場合。
- (3)他の会員（保護者）に著しく迷惑となる行為をした場合。
- (4)会費等を 2 か月以上滞納した場合。
- (5)その他、合理的事由により会員として不適當であると判断した場合。

第 14 条 休校・閉鎖

本スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他スクールの存続を困難にする事由が生じたときは、

無条件に休校もしくは閉鎖することができるものとする。

当社は、3 月末を年度末とする年度毎に、本スクールの開催場所、時間、クラス、コースの変更、閉鎖ができるものとする。その場合、速やかに会員に通知するものとする。

第 15 条 届出事項の変更

- 1.会員（保護者）は、本スクールに届け出た氏名、住所、電話番号、E メール等に変更があった場合、速やかに事務局に届け出るものとする。
- 2.前項の届出がないため本スクールからの通知が未着となった場合、本スクールは一切の責任を負わないものとする。

第 16 条 個人情報の取扱

- 1.本スクールでは会員の個人情報について、個人情報保護関連法令を遵守し適正かつ慎重に管理、保護するものとする。
- 2.本スクールの運営又は広報活動のため、会員に関する写真や映像等、当社のホームページに掲載し、その他プロモーションに使用する場合があることを、会員及び保護者は同意のうえ、本スクールに入会するものとする。

第 17 条 免責事項

以下の各号に規定する事由により本スクールおよび当社の事業が停止した場合、本スクールおよび当社は、その責を負わないものとする。

- (1)天災等の不可抗力。

(2)通信事業者、電気供給業者、配送業者その他当社または事務局の委託先に責に帰すべき事由がある場合。

(3)その他事務局および当社の責によらない事由による場合。

第 18 条 規約の改正

- 1.本スクールは本規約を随時改正することができ、会員はあらかじめこれを了承するものとする。
- 2.当社が別途定める場合を除き、原則として当社ホームページ内に通知する。会員又は保護者が認識できる方法で通知した時点から、その効力は全ての会員に及ぶものとし、異議なく新しい規約を遵守するものとする。

第 19 条 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈については、日本法を適用するものとする。

第 20 条 合意管轄

本規約に関する一切の訴訟については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第 21 条 残存条項

次の条項については、退会後も残存するものとする。

第 9 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条

第 22 条 施行

本規約は、2024 年 2 月 1 日より施行するものとする。